

藤井寺市児童福祉審議会の概要

1. 趣旨

児童福祉法（以下「法」という。）等の規定に基づき、家庭的保育事業等の認可、児童福祉施設の事業停止命令など、児童福祉に関する事項について調査審議する市長の附属機関として、平成27年4月から「藤井寺市児童福祉審議会」を設置しています。

2. 所掌事務

- ①家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可に関する意見具申
（法第34条の15第4項）
- ②児童福祉施設（保育所）の設置認可に関する意見具申
（法第35条第6項／大阪府権限移譲事務）
- ③児童福祉施設に対する事業停止命令に関する意見具申
（法第46条第4項／大阪府権限移譲事務）
- ④認可外保育施設の事業停止命令又は施設閉鎖命令に関する意見具申
（法第59条第5項）
- ⑤家庭的保育事業者等に対する最低基準を超えて設備・運営を向上させる勧告に関する意見具申
（藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条第1項）
- ⑥放課後児童健全育成事業者等に対する最低基準を超えて設備・運営を向上させる勧告に関する意見具申
（藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条第1項）

3. 組織

- 委員数：5人以内
- 要件：①児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者
 - ②学識経験のある者
 - ③その他市長が適当と認める者

4. 任期

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

5. 会議開催経過

- 平成27年9月：審議会の概要について（会議の公開、所掌事務等）等
- 平成29年3月：小規模保育事業A型の認可等
- 令和2年2月：保育所の設置認可